札幌市長 桂信雄様

札幌市個人情報保護審査会 会 長 道 幸 哲 也

札幌市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について(答申)

平成12年8月25日付,札障第7268号をもって諮問のありました下記の件について, 別紙のとおり答申します。

記

「精神障害者(その疑いのある者)の診察及び保護申請書並びに措置入院に関する診断 書の全部」の一部開示決定に対する異議申立て

1 審査会の結論

異議申立人の開示請求に係る「1 園からの申請書類全部。2措置入院に係わる診断書全部。」について,実施機関が一部開示決定により非開示とした部分のうち,「措置入院に関する診断書」(2通)の「精神保健指定医氏名」中の氏名及び印影並びに「(行政庁における記載欄)」中の「職員氏名」の記載部分を非開示としたことは相当でなく,開示すべきですが,その他の部分を非開示としたことは相当であると判断します。

2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は,次のとおりです。

(1) 個人情報の開示請求

異議申立人は,平成11年11月1日,札幌市個人情報保護条例(平成7年条例第35号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき,実施機関である札幌市長に対し,「1 園からの申請書類全部。2措置入院に係わる診断書全部。」について開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

(2) 一部開示決定

本件請求に対し,実施機関は,条例第17条第2号及び第6号に該当することを理由として一部開示の決定を行い,平成11年11月30日付けで異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は,平成12年1月29日付けで実施機関が行った一部開示決定処分(以下,「本件処分」という。)を不服として行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき異議申立てをした。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると,次のとおりです。

(1) 異議申立ての趣旨

本件請求に対し実施機関が行った一部開示決定処分を取消すとの決定 を求める。

(2) 異議申立ての理由

- ア 精神病院に強制的に入院させるのではなく,自閉症に対する対応療育が必要なので,措置入院の時にどのように診断されたのかを知りたいので開示してほしい。
- イ 診断書は,第三者に影響があるということで一部開示になっているが, 非開示部分の全部が第三者に関することではないと思う。
- ウ 診断したのが, 医師と 医師であるということはわかっている。医師は 園の嘱託医であることから推測し, 医師には電話で診断したということを聞いた。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報(以下,「本件情報」という。)は,本件請求に対して特定した公文書に記録された情報のうち,非開示とした次の情報である。

- ア「精神障害者(その疑いのある者)の診察及び保護申請書」(以下,「申請書」という。)中の「病状の概要」欄記載の「別紙」中の「入所時の状況」,「§本人及び入所者の現状」及び「§園としての対応」の記載部分
- イ 「措置入院に関する診断書」(2通。以下,「診断書」という。)中の「病名」欄,「生活歴及び現病歴」欄,「問題行動」欄,「現在の病状又は状態像」欄,「診察時の特記事項」欄,「精神保健指定医氏名」の氏名及び印影並びに「(行政庁における記載欄)」中の「診察に立会った者」の「氏名」、「続柄又は職業」及び「年齢」並びに「職員氏名」の記載部分
- (2) 本件情報を非開示とする理由について ア 条例第17条第2号該当性について

- (ア) 申請書は,開示することにより今後一般人からの精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下, 「法」という。)第23条第1項に基づく申請を躊躇させるおそれ がある。
- (イ) 診断書は,開示すると,治療に及ぼす悪影響や患者との紛争の発生を懸念し,今後精神保健指定医の協力を得ることが困難になり,法第27条第1項に基づく診察が実施できなくなるおそれがある。
- (ゥ) 開示すると,2通の診断書の違いが疑念を抱かせ,措置入院に係る診断行為が不当であると受け止められ,診断を一致させなければならない等非常に煩雑な事態が想定され,措置入院制度の実施上支障がある。

イ 条例第17条第6号該当性について

本件情報は他に知られないことを前提に提供された情報であり,開示すると,誤解による敵意や疑念等を抱き,異議申立人と当該第三者との間の人間関係や治療関係を損なうことにより,当該第三者の正当な利益を侵すおそれがある。

5 審査会の判断

(1) はじめに

条例の解釈運用に当たっては,個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ,何人に対しても,本市が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要があります。

当審査会は,個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について,条例の目的,各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか,及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり,その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものであります。

そこで, 当審査会は, 以上の基本的な考え方に立脚して, 本件異議申立てに係る一部開示決定の妥当性について検討することにいたします。

(2) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は,実施機関が特定した公文書に記録された情報のうち非開示とされたものであり,それらは次のとおりであると認められます。

- ア 「精神障害者(その疑いのある者)の診察及び保護申請書」中の「病状の概要」欄記載の「別紙」中の「入所時の状況」、「§本人及び入所者の現状」及び「§園としての対応」の記載部分
- イ 「措置入院に関する診断書」(2通)中の「病名」欄,「生活歴及び 現病歴」欄,「問題行動」欄,「現在の病状又は状態像」欄,「診察時の 特記事項」欄,「精神保健指定医氏名」の氏名及び印影並びに「(行政庁 における記載欄)」中の「診察に立会った者」の「氏名」、「続柄又は職 業」及び「年齢」並びに「職員氏名」の記載部分
- (3) 条例第 17 条第 2 号の該当性について
 - ア 本号は,個人の評価,診断,判定,選考,指導,相談等を伴う事務に 関する個人情報で,開示しないことが正当であると認められるものにつ いては,非開示とすることができることを定めたものです。

この規定の趣旨は,評価,診断等を伴う事務の適切な執行を確保する ため,これらの事務の性質に着目し,開示請求者本人に開示することに より当該事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるも のは開示しないことができるとしたものです。

ただし,本号に列挙されている事項又はこれらに類する事項に関する個人情報に該当すれば直ちに開示しないことができるということではなく,開示することにより,今後反復継続して事務を行うことが困難になったり,事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるなど,開示をすることが適切でないと認められる場合にのみ開示しないことができるものと解されます。

イ ところで,措置入院事務は,申請,通報または届出を受けた精神障害者又はその疑いのある者について精神保健指定医に診察させ,その診断に基づき,入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められた精神障害者を強制的に入院させる事務であり,本件情報は,この一連の事務

手続きにおいて取得,作成された申請書と診断書に記録された異議申立 人に関する個人情報の一部であると認められます。

ところで,診断書には当該診察を受けた異議申立人が精神障害者であるかどうか,かつ,医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために,自傷他害のおそれがあるかどうかについて,精神保健指定医が判定を行った内容が記録されております。

そして,申請書には,措置入院制度の端緒として,精神保健指定医の診察のきっかけとなる重要な情報が記録されており,申請書に記録された異議申立人の個人情報は,当該診断と密接な関連を有する個人情報であります。

したがって,申請書及び診断書に記録された本件情報は,本号前段に規定する個人の評価,診断等を伴う事務に関する個人情報に該当すると解するのが相当であります。

- ウ 次に,本号後段の該当性については,本件情報をさらに分別して検討 する必要があります。
 - (ア) 申請書中の「病状の概要」欄記載の「別紙」中の「入所時の状況」,「§本人及び入所者の現状」及び「§園としての対応」の記載部分について

申請書に記録されたこれらの情報をみると,医療及び保護のために入院させなければ自傷及び他害のおそれがあることについての情報であると認められ,開示すれば,入院の必要性に関する認識の相違から,申請者が,開示後の措置入院の措置を受ける者との紛争の発生を考慮し,今後その申請を躊躇することが予想されます。そして,その結果として,措置入院の端緒としてとりわけ重要な通報制度が,機能しなくなるおそれがあります。

したがって,これらの情報は,開示した場合に,自傷他害のおそれがあると認められた精神障害者を,医療及び保護のために入院させることを目的とした措置入院事務の今後の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められ,本号に該当する情報であると解するのが相当であります。

(イ) 診断書中の「病名」欄,「生活歴及び現病歴」欄,「問題行動」欄,「現在の病状又は状態像」欄及び「診察時の特記事項」欄の記載部分について

一般的に、患者の求めに応じて、診療行為に基づく病名、病状等の情報を知らせることは、医療従事者と患者との信頼関係を深め、質の高い医療の実現に資するということができますが、一方では、患者の心身の状況を考慮しなければならないことも当然であり、特に精神医療においては、法の目的である「…精神障害者の医療及び保護を行い、…並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、…国民の精神保健の向上を図る…」を達成することや、その治療が比較的長期間を要する等の精神医療の特殊性から、病名、病状等の情報を知らせることはもちろん、知らせる方法についても、患者の心身への影響を十分考慮しなければなりません。

そこで,当審査会において,関係者の出席を求めて専門的見地に基づく意見を聴く等慎重に検討したところ,これらの情報を開示した場合,診察を行った精神保健指定医が患者の心身に悪影響を及ぼすことを懸念して診断書を正確かつ詳細に記録しなくなる等の弊害が生じるおそれを否定することができません。

ところで、強制的入院である措置入院の要否の判定は厳に適正でなければならず、とりわけ診断書は、精神保健指定医が専門的見地から診断を行い判定した記録であり、措置権の行使に当たり、札幌市長(以下、「市長」という。)が依拠しなければならない重要な情報であるので、正確かつ詳細に記録される必要があります。

したがって,これらの情報を開示することにより,市長が行う今後の措置入院事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるので,これらの情報は,本号に該当する情報であると解するのが相当であります。

(ゥ) 診断書中の「精神保健指定医」の氏名及び印影並びに「(行政庁における記載欄)」中の「職員氏名」の記載部分について

措置入院制度は、本人や保護者の同意さえも必要としない強制的入院であり、精神保健指定医の診断が精神障害者の人権に配慮しながら行う必要があることに鑑みると、措置入院制度の適正な運用を確保する観点から、その責任の所在を明確にしておく必要があると判断されます。

また,法第27条第5項の規定により,精神保健指定医及び当該指定医に診察を行わせた市長の監督下にある市の職員が,申請,通報または届出のあった者を診察するため,その者の居住する場所へ立ち入る場合には,身分を示す証票を携帯し,本人,保護者等の関係人の請求があるときはこれを提示しなければならないとされております。そして,病院において診察を行う場合にも,通常,これに準じた取扱いが行われていることを勘案すると,これらの情報は開示しても措置入院事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められず,本号に該当しないものと判断します。

(ェ) 診断書中の「(行政庁における記載欄)」中の「診察に立ち会った者」の「氏名」,「続柄又は職業」及び「年齢」の記載部分について

この診察の立ち会いは,法第28条に基づき,親権を行う者,配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者に立ち会う権利を保障するものでありますが,その権利を行使するかどうかは任意であり,その意味で措置入院の前提条件である診察に不可欠な要件ではありません。

したがって、標記の情報を開示するとしても、市長が行う今後の 措置入院事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとま では認められず、これらの情報は、本号に該当しないものと判断し ます。

- (4) 条例第17条第6号の該当性について
 - ア 本号は,開示をすることにより,開示請求者以外の第三者の権利利益 を侵害するおそれのあるときは,開示請求者の個人情報を非開示とする ことができる趣旨の規定です。

「正当な利益を侵すおそれがある」とは,法令又は社会通念に照らして,当該第三者が有すると考えられる利益が侵されるおそれがある場合をいい,当該第三者の正当な利益が侵されるかどうかについては,具体的には,開示請求者と当該第三者との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるべきものであります。

- イ そこで,本件情報についてその記載内容を検討したところ,次のとおりであることが認められます。
 - (ァ) 申請書中の「病状の概要」欄記載の「別紙」中の「入所時の状況」,「§本人及び入所者の現状」及び「§園としての対応」の記載部分について

申請書に記載されたこれらの情報は、社会福祉法人 会 園(以下、「 園」という。)から取得した情報であり、開示請求者である異議申立人以外の特定の第三者が識別される情報であると認められます。

そして,前記(3),ウ,(ア)に述べたとおり,これらの情報を開示すれば,入院の必要性に関する認識の相違から, 園と異議申立人とが対立し,両者間に紛争が発生するおそれがあると認められます。

したがって,開示することにより,当該第三者の正当な利益を侵すおそれがあると認められ,本号に該当する情報であると解するのが相当であります。

(イ) 診断書中の「病名」欄,「生活歴及び現病歴」欄,「問題行動」欄,「現在の病状又は状態像」欄,「診察時の特記事項」欄,「精神保健指定医氏名」の氏名及び印影並びに「(行政庁における記載欄)」中の「職員氏名」の記載部分について

これらの情報をみると、精神保健指定医が記録した情報等であり、 精神保健指定医及び職員が識別される情報であると認められます。

ところで,精神保健指定医は,法第19条の4第2項に基づき,公 務員としての地位において措置入院を必要とするかどうかの診察 を行いますが,本件の場合は,市長が診察を行うことを委嘱してお り,身分的には市の非常勤の特別職職員に該当するものと解されます。

また,職員は,精神保健指定医に前記の診察を行わせた市長の監督下にあって,法第27条第3項に基づく立ち会いを命ぜられた者であります。

したがって,これらの情報はいずれも,実施機関の職員が識別される情報であると解され,本号の前段に規定する第三者に関する情報には該当しないものと判断します。

(ゥ)診断書中の「(行政庁における記載欄)」中の「診察に立会った者」の「氏名」,「続柄又は職業」及び「年齢」の記載部分について

これらの情報が,開示請求者である異議申立人以外の特定の第三者が識別される情報であることは,明らかであります。

そして,前記(3),ウ,(ェ)で述べたとおり,これらの情報を開示すると,診察に立ち会った者と異議申立人とが対立し,両者間に紛争が発生するおそれがあると認められます。

したがって,開示することにより,当該第三者の正当な利益を侵すおそれがあると認められ,本号に該当する情報であると解するのが相当であります。

(5) 終わりに

よって, 当審査会は,「1 審査会の結論」のとおり判断します。

6 審査会の審査経過

本件異議申立てについての当審査会の審査経過は、次表のとおりです。

年 月 日	審查経過		
平成12年 8 月25日	諮問書及び実施機関の一部開示理由説明書を受理		
平成13年 3 月15日 (第50回審査会)	審議(事案の経過・概要等)		
平成13年4月11日	異議申立人の意見書を受理		
平成13年 4 月12日	異議申立人から意見を聴取		
(第51回審査会)	実施機関から意見を聴取		
平成13年 5 月18日			
(第52回審査会)			
平成13年 6 月26日			
(第54回審査会)	関係者からの意見聴取		
平成13年 7 月12日	審議		
(第55回審査会)			
平成13年8月9日			
(第56回審査会)			
平成13年8月31日			
(第57回審査会)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
平成13年 9 月18日	審議		
(第58回審査会)			
平成13年 9 月27日	答申		

(参考)

札幌市個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏	名	職	備考
大 西	有二	北海学園大学法学部教授	
常本	照樹	北海道大学大学院法学研究科教授	
道幸	哲 也	北海道大学大学院法学研究科教授	会 長
原	敦 子	弁護士	会長職務代理
村上	裕章	北海道大学大学院法学研究科助教授	